

議 案 第 73 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者資格に係
る規定の整備をするため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、第1号及び第3号から第5号まで）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。次条第2項において「老人等」という。）であつて前項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備するものは、市営住宅に入居することができる。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保

護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第7条第1項中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改める。

第25条中「一つに」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同条第3号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同条第5号中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（昭和31年4月1日以前に生まれた者に係る入居者資格の特例）

3 平成28年3月31日までの間における昭和31年4月1日以前に生まれた者に係る第6条第2項第1号の規定については、「60歳以上の者」とあ

るのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。